

南砺市中小企業融資制度資金一覧 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

【南砺市制度融資】

お問合せ先：南砺市商工課 TEL 23-2018

資金名	融資要件	資金使途	融資 限度額	融資期間 (うち 据置期間)	融資 利率	償還方法	信用保証	信用保証 料助成率	市 (商工課) への事前 協議	融資 申込先
中小商工業 振興資金	1.市内に主たる事業所または住所を有し、1年以上同一事業を営んでいること 2.市税を完納していること	運転資金 設備資金	800万円	運転5年以内 設備7年以内 (6箇月以内)	年 1.8 % 以内	金融機関 の定めによ る		2/3	不要	
中小商工業 短期事業資金	1.市内に主たる事業所または住所を有していること 2.市税を完納していること	運転資金 設備資金	600万円	6箇月以内	年 1.7 % 以内			無		
中小商工業 近代化設備資金	1.振興資金の要件を満たしている 2.設備の内容が市内で行う事業のための資金であること 3.工場・店舗施設の改修および新增設ならびに施設設備等の導入に必要な資金であること(土地の取得経費を除く)	設備資金	3,000万円	10年以内 (1年以内)	年 2.0 % 以内			金融機関 の定めによ る	2/3	
スタートアップ 資金	【起業支援枠】 1.市内で創業しようとする方で、次のいずれかの条件に該当すること ・創業しようとする同一業種に3年以上勤務経験がある ・国家資格や独自の技術を生かす事業内容である ・創業後1年以内である 2.市税を完納していること 3.創業するにあたり適切な事業計画を有し、商工会等の経営相談又は指導を受けていること	運転資金 設備資金	2,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (1年以内)	年 1.7 % 以内	元金均等 月賦償還	全額			
	【シニア・女性起業支援枠】 起業支援枠のうち、代表者が女性又は45歳以上の男性				年 1.6 % 以内					

※ 申請者は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者を除く。)であること。

※ 融資利率は、経済状況により変動する場合がある。

※ スタートアップ資金の融資を受けた場合、融資を受けた後3年間、事業年度毎の決算状況を商工会及び融資を受けた指定金融機関に対して報告し、その間は定期的に商工会等の経営指導等を受けるものとする。

※ 商工会は、スタートアップ資金の融資希望者から経営等の相談の申し出があったとき及び融資実行後において、総合的な経営指導を行うものとする。

【商工会制度融資】

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち 据置期間)	融資利率	償還方法	保証料率	責任共有制度	保証料 助成	商工会への 事前協議	融資申込先
商工会共済融資	1. 商工貯蓄共済に加入後6カ月以上 2. 掛け金を滞滞なく払い込んでいる 3. 市税を完納している	運転資金 設備資金	運転 1,000 万円 (生活資金200万円) 設備 1,500 万円	運転5年以内 設備7年以内 (6箇月以内)	年 2.0% 協会付 1.7%	金融機関 の定めによる	年 0.45% ～ 年 1.9%	有	1 / 3	不要	南砺市商工会 または 指定金融機関 (市制度融資欄に同じ) の市内各支店

【富山県制度融資】

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち 据置期間)	融資利率	償還方法	保証料率	責任共有制度	保証料 助成	融資申込先
富山県中小 商工業小口 事業資金	一般 小口枠	1.従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、ただし宿泊業・ 娯楽業は 20 人)以下の小規模事業者 2.市内に事業所を有し 1 年以上同一事業を営む 3.市税を完納している	2,000 万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内 (6 箇月以内)	年 1.8% 以内	金融 機関の 定めによる	年 0.6%	有	3 / 4	指定金融機関(市制度融資欄に同じ) の市内各支店 および 特定金融機関* 1 または 南砺市商工会 または 南砺市商工課
	年 1.75% 以内				年 0.7%		無			
富山県中小企業融資 制度緊急経営改善 資金(小口枠) (令和2年3月31日 まで延長)	1.最近3カ月間の売上が過去3年間のいずれかの年の 同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を 策定し、借換えを行うことにより、経営の改善が期待 される中小企業者 2.市税を完納している	2,000 万 円	10 年以内 (1 年以内)	年 1.7% 以内	年 0.35% ～ 年 1.05%	有	1 / 2	南砺市商工会 または 取扱金融機関* 2 の県内営業店		

* 1 指定金融機関以外に、富山県中小企業小口事業資金あっせん保証融資制度貸付に関する特定金融機関として指定した金融機関をいう。(H3 1.4.1 現在 高岡信用金庫砺波支店)

* 2 指定金融機関以外に、みずほ銀行、三井住友銀行、第四銀行、福井銀行、富山信用金庫、高岡信用金庫、新湊信用金庫、にいかわ信用金庫、氷見伏木信用金庫、石動信用金庫、富山県医師信用組合、横浜中央信用組合、イオ信用組合、商工組合中央金庫、および県内の農業協同組合。(ただし農業協同組合は各本店でのみ取扱)

【日本政策金融公庫 国民生活事業融資】

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	償還方法	融資申込先
ソーシャルビジネス 支援資金	次のいずれかに該当する方 1.社会的課題の解決を目的とする事業を営む方 ※日本政策金融公庫が定める一定の要件を満た す必要あり 2.保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 3.NPO 法人	運転資金 設備資金	【担保なし】 ・税務申告 2 期以上 4,800 万円 ・税務申告 2 期末未 3,000 万円 【担保あり】 7,200 万円	運転 7 年以内 設備 20 年以内	ア 融資対象 1 に該当 イ 認定 NPO 法人 特別利率 A ウ 融資対象 2 に該当 特別利率 B エ 上記ア～ウに該当しない NPO 法人 基準利率	月賦償還 ・元金均等返済 ・元利均等返済 ・ステップ返済 等	日本政策金融公庫